

令和6年田子町農業委員会第1回総会 議事録

1. 開会 令和6年1月12日（金） 午後5時00分
2. 閉会 令和6年1月12日（金） 午後5時50分
3. 場所 田子町役場 第1会議室
4. 提出案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第1号
農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 日程第4 議案第2号
農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 日程第5 その他
5. 出席委員 （8名）
 - 1 番山崎順子 2 番山市礼子 3 番上平満広 4 番畠山嘉昭 5 番佐藤豊美
 - 7 番西野榮一 9 番細谷一夫 10 番大坊和民欠席委員 （2名）
 - 6 番木崎正夫 8 番澤頭勉
6. 会議署名委員
 - 5 番佐藤豊美 7 番西野榮一
7. 職務のため出席した者
 - 事務局長 白板 大幸 主査 袖村 征志 主事 宇藤 紳太郎

事務局長 会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席は、6番木崎委員、8番澤頭委員となっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。

それでは農業委員会憲章を唱和いたします。

唱和のリードは、9番細谷委員にお願いします。

(全員起立唱和)

事務局長 会長よりあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。それでは、以降の進行については、議長からお願いします。

議長 ただ今から、令和6年田子町農業委員会第1回総会を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。

会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、指名致します。

5番佐藤委員、7番西野委員にお願い致します。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題と致します。

(日程2) お諮りいたします。本総会を1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日1日と致します。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

(日程3) 事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可について」であります。

番号1番、土地の所在は

大字田子字釜淵平 3筆
現況地目は畑であり、合計面積は966㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、2・3ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、売買になります。(250,000円)

番号2番、土地の所在は
大字相米字落田 2筆
現況地目は畑であり、面積は2,893㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、4・5ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、贈与になります。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号1番の現地調査の結果について、新井田推進委員から報告願います。

新井田
推進委員 現地調査報告いたします。
1月5日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料2・3ページをご覧ください。
譲受人の話では、苗木を栽培するという事で問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、番号1番の内容については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号2番の現地調査の結果について、細谷委員から報告願います。

細谷委員 現地調査報告いたします。
1月5日に、会長、田川推進委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料4・5ページをご覧ください。
譲受人の話では家庭菜園をするということで、問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号2番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号2番の内容については、原案のとおり決定します。

議長
(日程4)

日程第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可に係る意見について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、資料6ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

番号1番、土地の所在は、

大字田子字塚ノ上 1筆

現況地目は田であり、合計面積は2,187㎡です。

現地については、7・8ページの航空写真、9ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請内容は事務所及びトラックターミナルの造成に係る転用であります。

本案件に至るまでの経緯を別紙にまとめましたので、ご覧ください。

本土地は第1種農地となっておりますが、許可要件としては、「農地法の運用について」の例外規定の「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設」を満たしております。

これまでの経緯と、例外規定を踏まえて、許可相当に当たるか協議していただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、西村推進委員から報告願います。

西村
推進委員

現地調査報告いたします。

1月5日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料7・8ページをご覧ください。

譲受人の話では、事務所及び、トラックターミナルの造成ということで、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容、周辺農地所有者からの同意書をもら

っていることから、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

大向 農業をすることによって売買をしたと思うが、収穫を一回しかしないで転用をす
推進委員 るという経緯を踏まえても農業委員会としては許可相当と判断するのか

議長 3条の許可を受けてから3年耕作しなければならないとか5年耕作したら転用し
てもよいという基準はない。なので、3条の許可後すぐ転用の申請が上がってきた
時に農業委員会はその申請を止めることはできない。

大向 この案件は初めから転用目的の売買ではなかったのか
推進委員

議長 当時は農地として活用するつもりで、その際に転用の話はなかったと聞いている。
かさ上げの際に、ごみが入ってしまったために撤去する必要があり、本来で
あればその期間も耕作していたはずである。

上平委員 今後、似たような申請が上がってきたときに、スムーズな手続きや手順が出来る
ような基準があれば良いと思った。

議長 3条許可の際に、何年かは絶対に耕作してくださいというものがあれば良いが

事務局長 似たような案件がないかいろいろな方面に聞いてみた。

県のほうからは、何年間耕作したから転用してもよいといった「年縛り」という
ものはなく、法律上許可を取り下げることはできない。

3条の申請が上がってきた際に、計画性等確認し妥当な申請か判断するようにと
指導はされているが、具体的な内容までは何も言われていない。

国のほうからは、最近「3条での権利取得後、耕作することなく転用した案件が
あるか」といった内容の調査物が来ていた。他市区町村にも似たような案件がある
のかもしれない。

このことから、事務局サイドでも勉強し、何か動かなければならないと思ってい
るが、はっきりとした答えを出せていないのが現状となっている。

畠山委員 許可権者は県知事であるため、農業委員会の判断で許可か不許可か決めることは
できないが、「総会では本案件についてこういった意見が出た」というものがあれ
ば、農業委員会として役割を果たしているのではないかと思う。

事務局長 県に提出する意見書には、許可相当もしくは許可相当ではないといった意見を出
すことはできる。しかし、許可相当ではないと判断した場合、その根拠となる理由

を提示しなければならない。

担当者には事務的な内容として、申請内容とは別で話をすることはできる。

畠山委員

そうなのであれば、農業委員会がある意味はあるのか

議長

本案件では収穫を一回しかしていないから許可に相当しないといた旨は謳わないが、県の担当者には、このような意見は出たと伝える。そして、今回のような案件が上がってきた際に、農業委員会が判断できるようなものがないか指導してほしいと伝える。

上平委員

例えば、3条やってすぐ5条をやった人が3条の申請をしに来た時、農業委員会はどのような対応をするのか。

申請者にもスムーズに手続きを行ってもらえる手引きか何かが必要になってくると思う。

議長

その点も踏まえて、県の担当者に指導を仰ぎ、農業委員会内でも協議していきたいと思う。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

全員異議ないようですので、番号1番の内容については原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。

議長

日程第5、「その他」に入ります。

(日程5)

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、諸般の報告をご覧ください。

まずは、諸般の報告について、12月総会以降の活動などの報告をいたします。

- 12月13日(水) 企業の農業参入研修会が開催されました。
- 12月15日(金) 青森県女性農業委員等研修会が開催されました。
- 12月18日(月) 会長が農政関係意見交換会に参加しました。
- 12月25日(月) 申請締め切り・告示
- 1月5日(金) 総会案件に係る現地調査を行いました。
- 1月9日(火) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

次に、1月総会以降の予定について、お知らせいたします。

- 1月25日(木) 申請締め切り・告示
- 2月2日(金) 現地調査を予定しています。
- 2月7日(水) 企画会議を予定しています。
- 2月13日(火) 第2回総会を予定しています。

18:00 ～ 役場第一会議室

後日、文書によりご連絡いたします。

詳しい日程は決まっていますが、

地域計画に係る目標地図に係る意向調査に係る打ち合わせ

農業者年金の戸別訪問に係る打ち合わせ

を予定しています。

以上で説明を終わります。

それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。

(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和6年田子町農業委員会1回総会を閉
会いたします。

議事録署名者

議事録署名者
